

北広島町Uターン奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北広島町に定住することを目的にUターンした者（以下「Uターン者」という。）に対しUターン奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより定住の促進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 「定住」とは、北広島町に生活の本拠を置き、5年以上継続して北広島町の住民基本台帳に登録されることをいう。
- (2) 「Uターン者」とは、従来北広島町の住民基本台帳に登録のあった者が町外に転出し、5年以上町外で生活した後、再び北広島町の住民基本台帳に登録して生活の基盤が北広島町にある者。ただし、25歳以下の者又は、勉学のため、転出していた者は、転出していた期間を1年以上とする。
- (3) 「住民登録の日」とは、北広島町の住民基本台帳に登録を行うために届出をした日
- (4) 「地域通貨」は、北広島町商工会が発行する流通型商品券で、町内の取扱店において利用可能なものをいう。通貨単位は「ユート」で、1,000ユートは1,000円と同様に利用できる。

(助成)

第3条 町長は、第1条の目的のために、この要綱で定める条件を満たした者に対し、予算の定めるところにより奨励金を交付する。

(奨励金の交付申請対象者)

第4条 奨励金の交付申請対象者は、16歳以上、39歳以下の第2条第2号に規定する者で、住民登録の日から1年以内の者。ただし、次の各号に該当する場合は、交付申請対象としない。

- (1) 転勤等で一時的に住民登録を行った者
- (2) 定住の意思がない者
- (3) その他町長が交付対象者として不適当と認めた者

(奨励金の交付)

第5条 奨励金は、前条の交付申請対象者に対し、次の各号に定めるところにより申請者及び申請者の世帯に対し地域通貨により1回限り交付することができる。

- (1) 単身でUターンした場合は、5万円

(2) 世帯でUターンした場合は、10万円

(奨励金の加算)

第6条 奨励金は、前条第2号に該当する場合は、小学生以下の子供一人につき5万円の加算をする。

(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、北広島町Uターン奨励金申請書(様式第1号)、個別調書(様式第2号)及び確約書(第3号)に必要書類を添付し町長に提出しなければならない。

2 交付申請ができる期間は、住民登録の日から1年以内とする。

(奨励金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、申請内容を確認し、奨励金の交付の可否を決定し、奨励金審査結果通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 奨励金の交付決定を受けた者は、奨励金請求書(様式第5号)により奨励金を請求する。また、奨励金を地域通貨で受領するため、奨励金の交付を北広島町商工会長に委任する。

3 町長は、奨励金の請求を受理後、地域通貨引換券(様式第6号)を申請者に交付する。

4 前項により様式第6号の交付を受けた者は、北広島町商工会にて地域通貨と引き換えるものとする。引き換え時に地域通貨受領書(様式第7号)を町長に提出する。

5 北広島町商工会は、地域通貨交付後、交付した地域通貨相当額を、町長に請求するものとする。

6 町長は、奨励金の目的を達成するため、必要な条件を付して、決定を行うことができる。

(奨励金の返還等)

第9条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、既に交付した奨励金を返還させることができる。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽またはその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付を受けた者が、その交付を受けた日から5年以内に転出したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年2月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

北 広 島 町 長 様

(申請者)

住所 北広島町

氏名 _____ (印)

電話 _____

北広島町Uターン奨励金交付申請書

北広島町Uターン奨励金の交付を受けたいので、北広島町Uターン奨励金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

なお、本申請に当り、町が申請者及び世帯員の住民基本台帳、町税等納付状況について、照会及び調査を行うことに同意します。

申請額

Uターン奨励金 ¥ _____

内訳(該当する方に☑する。)

単身 50,000円

世帯 100,000円

奨励金加算

小学生以下の子供 _____人 × 5万円 = _____円

<添付書類>

1. 住民票謄本
2. 戸籍の附票謄本
(北広島町に以前住所を有し、町外で5年以上住んでいたことが確認できるもの)
3. 個別調書(様式第2号)
4. 確約書(様式第3号)
5. その他町長が必要と認めたもの

様式第2号（第7条関係）

別紙 個別調書

1. 申請者の居住状況

	居 住 地	職業 (勤務先・学校等)	転出年月日	転入年月日	在住 期間
1	北広島町		年 ヵ月
2			年 ヵ月
3			年 ヵ月
4	北広島町		年 ヵ月
	町外在住期間	—	—	年	ヵ月

※町外居住期間が合計5年以上であること。

25歳以下の者又は、勉学のため転出していた場合は、町外居住期間1年以上。

2. 世帯構成員

氏 名	続柄	年齢	職業（勤務先・学校等）
	本人		

3. 転入理由（該当するものに☑を記入、複数選択可）

<input type="checkbox"/>	自身の仕事のため	<input type="checkbox"/>	家族の介護のため
<input type="checkbox"/>	家族の仕事のため	<input type="checkbox"/>	子供の学校、教育環境のため
<input type="checkbox"/>	結婚のため	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

北 広 島 町 長 様

住 所
氏 名 ⑩

確 約 書

私は、北広島町Uターン奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく交付の申請にあたり、要綱の目的及び趣旨を理解、遵守し、北広島町に定住することを確約いたします。

なお、要綱第9条の規定により、奨励金の交付を受けた日から5年を経過する日までに定住しなくなった場合、並びに虚偽その他不正行為等があった場合は、直ちに奨励金を返還することを併せて確約いたします。

奨励金審査結果通知書

申請者 所在地
代表者

平成 年 月 日付けで申請のあった北広島町Uターン奨励金については、
次のように決定する。

平成 年 月 日

北広島町長

奨励金を交付する。

- 1 交付決定金額 _____ 円
- 2 交付の条件
(1) 北広島町Uターン奨励金交付要綱に違反したときは、奨励金の返還を命
ずることがある。
(2) 奨励金の交付は、地域通貨で行うものとする。

奨励金を交付しない。

- 1 奨励金を交付しない理由

様式第5号

奨励金請求書

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申請者 所在地

氏 名

印

平成 年 月 日付け、指令 ー北企第 号にかかる奨励金を
請求します。

また、奨励金は、地域通貨により交付を受けるため、北広島町から私に交付
される北広島町Uターン奨励金の現金について下記の者を代理人と定め受領の
一切の権限を委任します。

受任者 所在地 山県郡北広島町有田1234番地1
名 称 北広島町商工会
代表者 会 長

様式第6号（第8条関係）

指令 一北企第

号

様

地域通貨引換券

（Uターン奨励金）

ユート（円相当額）

平成 年 月 日

北広島町長

* 北広島町商工会にて地域通貨「ユート」引換の際にお渡してください。

様式第7号（第8条関係）

指令 一北企第 号

北広島町長 箕野博司 様

地域通貨受領書
(Uターン奨励金)

ユート (円相当額)

北広島町商工会にて上記地域通貨「ユート」を受領しました。

平成 年 月 日

住 所

氏

名

印

Uターン奨励金制度フロー図

